

兵庫県公報

令和6年8月13日 火曜日 第540号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び再開の届出（地域福祉課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 土地改良区の解散認可（同）	4
○ 緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産漁港課）	5
○ 阪神間都市計画学校事業の認可（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（建築指導課）	9
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	9
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（丹波県民局）	10

公 告

○ 入札公告（県立総合衛生学院）	10
○ 同 上（県立農林水産技術総合センター）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	15
○ 同 上（同）	17
○ 随意契約の相手方等の公示（会計課）	17
○ 落札者等の公示（物品管理課）	18
○ 同 上（同）	18

病院局管理規程

○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	19
-------------------------------------	----

告 示

兵庫県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び再開の届出があった。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
訪問看護リハビリステーションシェアりは	伊丹市中野東1-364	シェア・リハープ株式会社	伊丹市昆陽池1-37-10	所在地
シェアりはケアプランセンター	同上	同上	同上	同上
デイサービスセンター四季の里	豊岡市中陰字中ノ町376-6	関西スマイルケア株式会社	豊岡市中陰376-6	開設者名称
ヘルパーステーション四季の里	同上	同上	同上	同上
四季の里ひだか	豊岡市日高町土居160-3	同上	同上	同上
ゆうゆうケアマネセンター	高砂市米田町米田873-2	医療法人社団魚川医院	高砂市米田町米田873-2	事業所名称
同上	同 市米田町米田857-4	同上	同上	所在地
ポラリスデイサービスセンター川西	川西市丸の内町2-1 NTT西日本兵庫支店川西別館1階	株式会社ポラリス	宝塚市旭町3-9-1 ポラリス本社ビル2階	同上
あわじ荘居宅介護支援事業所	淡路市野島臺浦681-2	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	神戸市西区曙町1070	同上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
かもめ薬局友沢店	加古川市加古川町友沢464	トライアドウエスト株式会社	神奈川県相模原市南区相模大野3-14-20

3 再開の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
あお空居宅介護支援事業所	伊丹市桜ヶ丘1-3-23	医療法人社団星晶会	伊丹市桜ヶ丘1-3-23



兵庫県告示第747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市井吹南土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	秋定正美	神戸市西区北別府3丁目18番地の1
同	秋定佳子	同 市同区伊川谷町井吹414番地
同	為川万亀子	同 市同区伊川谷町井吹329番地

同	永井幸男	同	市同区北別府3丁目19番地の5
同	長尾克己	同	市同区伊川谷町井吹391番地
同	三浦守	同	市同区伊川谷町井吹340番地
同	村上雅一	同	市同区伊川谷町井吹736番地の1
同	盛脇格	同	市同区伊川谷町井吹330番地
監事	三浦修	同	市同区伊川谷町井吹602番地
同	山下剛史	同	市北区筑紫が丘5丁目16番地の4



兵庫県告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市井吹土地改良区	令和6年5月7日



兵庫県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市細田土地改良区	令和6年5月13日



兵庫県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
草谷川土地改良区	令和6年5月13日



兵庫県告示第751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
小川中央土地改良区	令和6年5月1日



兵庫県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
谷川土地改良区	令和6年5月13日



兵庫県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
栗柄土地改良区	令和6年5月7日



兵庫県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
片田土地改良区	令和6年5月2日



兵庫県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
岡部川土地改良区	令和6年5月29日



兵庫県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和6年7月30日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	皿池（尾崎）地区	令和6年8月13日から 同年9月2日まで	淡路市役所



兵庫県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和6年7月30日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	宮池地区	令和6年8月13日から 同年9月2日まで	淡路市役所



兵庫県告示第758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和6年7月26日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
水利施設等保全高度化事業	泉地区	令和6年8月13日から 同年9月2日まで	丹波篠山市役所



兵庫県告示第759号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を令和6年8月1日に次のとおり認可した。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 漁業権者
 名称 揖保川漁業協同組合
 所在地 兵庫県宍粟市山崎町五十波1013
- 2 認可年月日

令和6年8月1日

- 3 漁業権番号
内共第7号

- 4 認可に係る変更の内容

第6条から第10条を第7条から11条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(管理釣場に関する事項)

第6条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を管理釣場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
倉床川にかかる県道6号の嘉門橋下流約200mの垣尻頭首工の標柱から旧繁盛小裏の吊り橋にある標柱までの区間	1月1日から 12月31日まで	竿釣り

- 2 前項の区域及び期間で遊漁しようとする者は、次の表の遊漁料を管理釣場の管理所において納付するものとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
アマゴ	1日	1組(3名まで)	15,000円
		3名以上の1名につき	5,000円

- 5 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日
認可の日から施行する。



兵庫県告示第760号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4017号 大島小学校
- 3 事業施行期間
令和6年8月13日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市稲葉荘2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第761号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類

阪神間都市計画学校事業

(2) 名称

4020号 立花南小学校

3 事業施行期間

令和6年8月13日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県尼崎市三反田町2丁目地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第762号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

尼崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

阪神間都市計画学校事業

(2) 名称

4021号 立花西小学校

3 事業施行期間

令和6年8月13日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第763号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

尼崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

阪神間都市計画学校事業

(2) 名称

4027号 七松小学校

3 事業施行期間

令和6年8月13日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県尼崎市南七松町1丁目地内

(2) 使用の部分

なし

~~~~~  
**兵庫県告示第764号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4033号 武庫の里小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年8月13日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市武庫の里1丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
兵庫県告示第765号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4034号 園田小学校
- 3 事業施行期間
令和6年8月13日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市食満1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~  
**兵庫県告示第766号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業



- (2) 名称  
4051号 塚口中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年8月13日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市富松町4丁目及び伊丹市安堂寺町7丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第767号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4055号 常陽中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年8月13日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市西昆陽1丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第768号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 商号又は名称  
株式会社Elegant不動産
- 2 代表者氏名  
山崎 海人
- 3 事務所所在地  
神戸市中央区北長狭通三丁目3番6号
- 4 免許証番号  
兵庫県知事（1）第12266号
- 5 免許年月日  
令和3年3月12日



**兵庫県告示第769号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「

|                  |              |        |
|------------------|--------------|--------|
| 株式会社阪神ライディングスクール | 西宮北ドライバースクール | 西宮市山口町 |
|------------------|--------------|--------|

」

を

「

|         |              |        |
|---------|--------------|--------|
| 株式会社HRS | 西宮北ドライバースクール | 西宮市山口町 |
|---------|--------------|--------|

」

に改める。



**兵庫県告示第770号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年8月13日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩 行

- 1 指定する貯水施設の所在地  
丹波市市島町岩戸湯ノ谷1054番2外4筆
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称         | 住 所         | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------|---------|
| 岩戸自治会（土地改良） | 丹波市市島町岩戸2番地 | 岩 元 清 志 |

- 3 指定する理由  
丹波市市島町岩戸地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年8月13日

契約担当者

兵庫県立総合衛生学院長 川 北 みゆき

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
歯科用ユニット等一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
令和6年12月27日（金）正午
- (4) 納入場所  
兵庫県立総合衛生学院歯科基礎実習室及び歯科機械室  
神戸市東灘区腕塚町5-2-1 新長田キャンパスプラザ
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号  
兵庫県立総合衛生学院事務部 担当 平木  
電話（078）733-6611 FAX（078）733-6613
  - (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和6年8月13日（火）から同月27日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15条）第2項第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和6年9月24日（火）午前11時 兵庫県立総合衛生学院 3階301号室
  - (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年9月20日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
    - ア 受付期間  
令和6年8月14日（水）から同年9月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）
    - イ 受付場所  
上記3(1)に同じ。
    - ウ 提出書類  
仕様確認申込書、カタログ等の仕様を確認できる書類
    - エ 提出方法  
持参、郵送又はFAXにより提出すること。
    - オ 確認の結果  
令和6年9月13日（金）午後5時までに、入札者に通知する。
  - (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
  - (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年9月19日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
    - ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経

営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札保証金が必要な場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kawakita Miyuki, Director of Hyogo School for Health Care Professions

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

A set of dental units and related equipment

(3) Delivery date: 12:00 December 27, 2024

(4) Delivery place:

Basic dental training room and dental machinery room, Hyogo School for Health Care Professions

Shin-Nagata Campus Plaza

5-2-1 Udezuka-cho, Nagata-ku, Kobe

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 27, 2024

(6) Deadline for tender:

11:00 September 24, 2024 by direct delivery

17:00 September 20, 2024 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Hiraki, Administration Office, Hyogo School for Health Care Professions

7-4-13 Kaiun-cho, Nagata-ku, Kobe 653-0052

Phone (078) 733-6611 Fax (078) 733-6613

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年8月13日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター 所長 塩谷嘉宏

1 入札に付する事項

(1) 調達内容

調査船「新ひょうご」第5回定期検査受検整備工事（機関部）一式

(2) 工事の内容及び仕様

総トン数48トンの鋼製の調査船「新ひょうご」の第5回定期検査受検整備工事（機関部）一式

仕様は入札説明書による。

(3) 履行期間

契約の日から令和6年11月29日（金）まで

ただし、当該調査船の運航計画^{きよ}上、整備工場に入渠できる日は令和6年10月15日（火）以降となる。

(4) 履行場所 契約者の工場

(5) 入札方法

上記(1)の定期検査及び整備工事について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該工事の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和14年法令第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

3 契約条項等を示す期間及び場所

契約書及び仕様書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和6年8月13日（火）から同月27日（火）まで（土曜及び日曜を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

〒674-0093 兵庫県明石市二見町南二見22-2

兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター

電話 (078) 941-8601 F A X (078) 941-8604

4 入札説明書、入札参加資格確認資料及び仕様書等の交付

- (1) 交付期間
令和6年8月13日（火）から同月27日（火）まで（土曜及び日曜を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付方法
上記3(2)の場所で交付する。
- 5 入札参加の手続き
- 入札参加を希望する者は、申込書を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
令和6年8月13日（火）から同月27日（火）まで（土曜及び日曜を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出方法
上記3(2)の場所に直接持参すること。
- 6 入札手続等
- (1) 入札・開札日時及び場所
令和6年9月20日（金）午前11時
兵庫県明石市二見町南二見22-2
兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 2階会議室
 - (2) 入札書の提出期限
上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年9月19日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年9月18日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
 - (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した仕様で整備を行えることを確認できる書類を、令和6年8月27日（火）午後4時までに前記3(2)に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの書類の提出に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。
ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和6年9月27日（金））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上入札した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 支払条件は以下のとおりとする。

ア 前金払 無

イ 部分払 無

(7) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要作成

(9) 落札者の決定方法

入札説明書で示した調査船「新ひょうご」の定期検査及び整備一般工事を施工できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 本件機関はドイツ国MTU社製12V2000M90型であり、整備作業については同社の研修終了技術者が行うこと。

なお、詳細は入札説明書による。

(11) 入札結果については、落札決定後、兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センターにて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、県ホームページで公表する。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Head of the procuring entity:

Yoshihiro Shiotani, Hyogo Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and Fisheries

(2) Nature of the service to be required:

Regular inspection and maintenance services for the research vessel SHIN-HYOGO (engine parts*)

*MTU Diesel Engine 12V 2000 M90; service must be provided by engineers who have completed the training program offered by MTU.

(3) Contract fulfillment period:

By November 29, 2024

Due to the operation schedule of the research vessel, the docking date is planned for October 15, 2024 at the earliest.

(4) Contract fulfillment place:

The contractor's facility

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 27, 2024

(6) Deadline for tender:

11:00 September 20, 2024 by direct delivery

17:00 September 19, 2024 by mail

(7) Office to contact concerning the notice:

Fisheries Technology Institute,

Hyogo Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and Fisheries

22-2 Minamifutami, Futami-cho, Akashi-shi, Hyogo 674-0093

TEL (078)941-8601

~~~~~

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり

大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 PLiCO西明石  
所在地 明石市小久保二丁目7番地の20

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                  |                   |        |
|------------------|-------------------|--------|
| 名称               | 住所                | 代表者の氏名 |
| J R西日本アーバン開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 藤岡秀樹   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|             |                   |        |
|-------------|-------------------|--------|
| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
| 神戸S C開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 中村順一   |

イ 変更後

|                  |                   |        |
|------------------|-------------------|--------|
| 名称               | 住所                | 代表者の氏名 |
| J R西日本アーバン開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 藤岡秀樹   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|              |                    |        |
|--------------|--------------------|--------|
| 名称           | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社文明堂神戸店   | 神戸市兵庫区福原町3番2号      | 片山信勝   |
| フジパンストアー株式会社 | 名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地  | 國廣哲彦   |
| 株式会社マツモトキヨシ  | 大阪市淀川区西中島五丁目14番22号 | 松本南海雄  |

外10者

イ 変更後

|              |                   |        |
|--------------|-------------------|--------|
| 名称           | 住所                | 代表者の氏名 |
| 株式会社文明堂神戸店   | 神戸市兵庫区福原町3番2号     | 片山智絵   |
| フジパンストアー株式会社 | 名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地 | 川端賢二   |
| 株式会社マツモトキヨシ  | 千葉県松戸市新松戸東9番地1    | 松本貴志   |

外8者

4 変更年月日

令和6年2月14日ほか

5 届出年月日

令和6年7月22日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年8月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年12月13日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号





**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年8月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 PLiCO西明石  
 所在地 明石市小久保二丁目7番地の20
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                 |                   |        |
|-----------------|-------------------|--------|
| 名称              | 住所                | 代表者の氏名 |
| JR西日本アーバン開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 藤岡秀樹   |
- 3 変更事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
    - ア 変更前 4台
    - イ 変更後 2台
  - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
    - ア 変更前  
 出入口1箇所
    - イ 変更後  
 出入口1箇所
- 4 変更年月日  
 令和7年3月23日
- 5 届出年月日  
 令和6年7月22日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 令和6年8月13日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和6年12月13日
  - (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年8月13日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
 総合財務会計システム改修委託業務（補助金申請システム連携） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 兵庫県出納局会計課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年7月3日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社NTTデータ関西 大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 5 随意契約に係る契約金額  
38,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和6年8月13日

契約担当者  
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
税務システム専用端末等一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年7月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社神戸営業所 神戸市中央区東町126番地
- 5 落札金額  
1,493,030円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年6月7日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和6年8月13日

契約担当者  
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
文書管理システム機器等一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年7月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
富士電機ITソリューション株式会社 神戸支店 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
- 5 落札金額  
1,306,756円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和6年6月7日

## 病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和6年8月13日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

## 兵庫県病院局管理規程第5号

## 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 条例別表第1及び別表第3に規定する管理規程で定める長期収載品（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第15号に規定する後発医薬品のある先発医薬品（同号に規定する新医薬品等をいう。）であって別に厚生労働大臣が定めるものをいう。）の処方等又は調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）に係る料金の加算の額は、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第15号に規定する後発医薬品のある先発医薬品（同号に規定する新医薬品等をいう。）等の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額（消費税が課される場合においては、本項において算出した額に消費税分を加えて徴収する。）とする。

## 附 則

この管理規程は、令和6年10月1日から施行する。